

士別市 新たなチャレンジ応援金

士別市では、コロナ禍においてこれまでとは違う新分野の展開や、業態転換等に取り組む事業者に新たなチャレンジを支援するための応援金の申請受付を開始します。

申請方法

申請期間：令和3年8月13日から令和3年9月10日

該当期間：令和3年4月1日から令和4年1月31日

までの期間において該当事業を実施・完了するもの

※店舗等の改修で、木材不足により該当期間内での事業完了が難しい場合は申請前にご相談下さい。

申請方法：所定の申請用紙や添付書類を準備の上、市経済部商工労働観光課に提出。

申請用紙等については、市HPよりダウンロードの上利用ください。

※申請に基づき審査を行い、該当となった場合に応援金が支給されます。

問合せ先：士別市経済部商工労働観光課（〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地 市役所第2庁舎）

TEL：0165-26-7137 FAX：0165-22-2478

新規開業や大きな事業転換をした場合

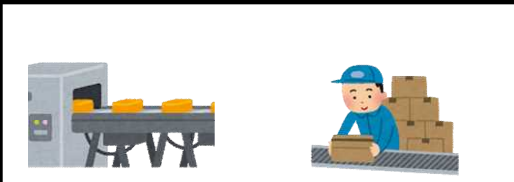
①新規開業チャレンジ応援金

市内で新規開業を行った場合や既に行っている事業分野と異なる事業分野を行う場合に、**最大200万円**の応援金を支給。

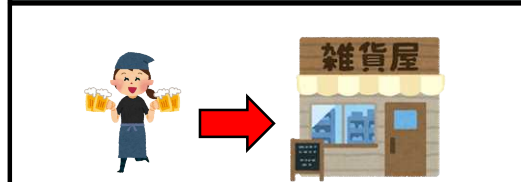
※既に事業を行っている場合、新たに行う事業分野は日本標準産業分類における大分類が異なる業種であること。

例)

新たに製造業を開始



飲食業→小売業へ業種転換



対象者：創業者及び中小企業者

応援金額：上限 200万円（対象経費の50/100）

対象経費：事業計画費（賃貸料、広告宣伝料、通信運搬費、人材養成費、印刷製本費、消耗品費、水道光熱費、修繕費、手数料）、取得費（事務所、店舗、備品、設備）、改修費

②店舗改修チャレンジ応援金

業種・業態転換等又は新たな事業の開始に伴い、100万円以上の店舗の改修を行う場合に、**最大100万円**の応援金を支給。

※工事については、市内事業者が行うものに限り、また、工事の対象物件については、主に事業を実施する場所を対象とし、事務所や製造場所等も助成対象です。

※既に士別市中小企業振興条例に基づく店舗改修に対する助成を受けている場合も、業種・業態転換等に伴う改修を行う場合は申請可能です。



対象者 : 創業者及び中小企業者
応援金額 : 上限 100万円 (対象経費の50/100)
対象経費 : 改修に要した費用 (改修費、設備費、備品費)

既存事業の拡大など新たなサービスを開始した場合

③新サービスチャレンジ応援金

既に事業を行っている事業者が、コロナ禍において新たなサービスの提供を実施する場合に、**最大20万円**の応援金を支給。
(例)

飲食店

テイクアウトの開始に伴い、包装資材を購入



小売店

通常の店頭販売に加え、ネット販売のためのHPを整備



学習塾

教室での授業以外に、オンライン配信で授業を実施するための設備を整備



対象者 : 中小企業者
応援金額 : 上限 20万円 (対象経費の70/100)
対象経費 : 事業計画費 (賃貸料、広告宣伝料、通信運搬費、人材養成費、印刷製本費、消耗品費、水道光熱費、修繕費、手数料)、取得費 (事務所、店舗、備品、設備)、改修費

(特例)

令和2年4月以降、既に新たなチャレンジを行っている事業所についても、令和3年4月1日以降に係った費用については対象経費として申請可能です。

お問い合わせ先

士別市経済部商工労働観光課

TEL:0165-26-7137 FAX:0165-22-2478

